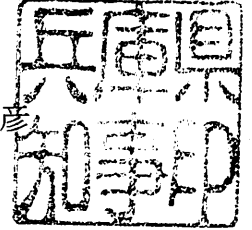


(委)資料1

水 第 1551 号
令和4年 3月14日

兵庫県内水面漁場管理委員会

兵庫県知事 齋藤元彦



資源管理の状況等の報告について

漁業権者より漁業法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告がありましたので、同条第2項の規定により報告します。

1 漁業権の種類及び免許番号

報告のあった漁業権の種類及び免許番号

漁業権の種類	免許番号
第2種区画漁業権	内区第1号、内区第2号、内区第3号、内区第4号、内区第5号

2 報告の対象となる期間

令和2年1月1日から12月31日まで

3 資源管理に関する取組の実施状況

外来魚の駆除やカワウの追払い等を実施

4 操業（養殖）日数、漁獲（養殖生産）量その他漁場の活用状況

○操業（養殖）日数

全ての漁場がダム湖又はため池全部を区域とする第2種区画漁業権（魚類養殖）漁場であり、年1回（漁場によっては複数年に1回）の水抜きにあわせて取上げ（漁獲）を行う漁場が多い。また、漁場の一部に管理釣り場を設け、養殖魚を遊漁対象として活用する漁場もある。

○漁獲（養殖生産）量

約650キログラム

5 組合員行使者の数及び組合員行使権の行使の状況（対象：団体漁業権）

※全て個別漁業権のため対象外

意見

灌漑用ダム・ため池を利用した魚類養殖のため取上げ（漁獲）時期に制約があり、生産量は多くはないが、報告のあった全ての漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用していると認められる。

ただし、養殖対象種の経済的価値が低下していることから、令和5年の漁業権切替に向けて今後の漁場の活用状況を注視していく必要がある。